

# 住宅改修費支給申請について【介護保険】

## ○対象となる改修

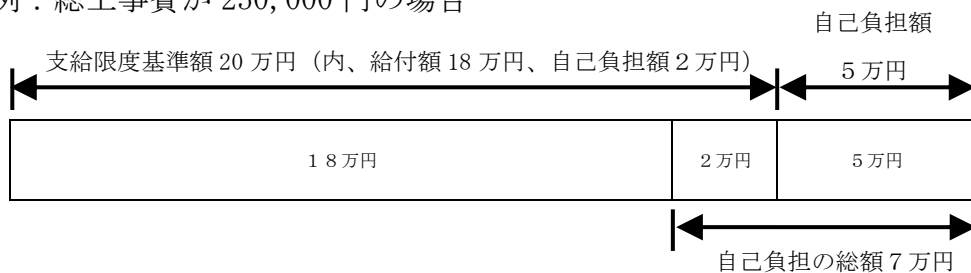
- |                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| ①：手すりの取り付け          | ②：段差の解消                       |
| ③：滑りにくい床材に変更        | ④：引き戸等への扉の取替え                 |
| ⑤：洋式便器等への<br>便器の取替え | ⑥：その他①～⑤の施工に付帯して<br>必要となる住宅改修 |

## ○申請時の流れ

### (1) 改修内容の決定

- ・関係者(介護サービス(住宅改修)利用者、ケアマネージャー、工事事業者等)で十分に協議を行い、改修の内容を決定します
- ・支給限度基準額は、200,000 円です

例：総工事費が 250,000 円の場合



### (2) 事前申請（必要書類の提出）

- ①住宅改修費支給申請書
  - ・「償還払い」用、「受領委任払い」用のどちらか1つを提出
- ②住宅改修費受領委任払取扱確約書
  - ・「受領委任払い」の場合のみ提出
- ③住宅改修の承諾書
  - ・「住宅の所有者が異なる」場合に提出
- ④改修予定箇所の写真
  - ※撮影日が入ったものが必要です
  - ※改修箇所がわかるものが必要です

例：段差解消の場合、全景と接写（段差(長さ)のわかるもの）

（裏面につづく）

## (裏面)

### ⑤平面図

### ⑥見積書

- ・対象外工事が含まれる場合、対象工事費総額の記載が必要です  
材料費等から諸経費を合算し、税額まで別々に明記してください
  - ・見積もりは施工箇所ごとに分けて記載してください
  - ・製品の正式名称、型番等を具体的に記載してください
  - ・具体的な数量を記載してください
- ※1 式の場合、再提出を求める場合があります

例：製品長 L=2000、単価 7,000 円、実際の使用量 L=400 の場合、  
数量 0.2 と記載する（単価 7,000 円 × 数量 0.2 = 1,400 円）

### ⑦住宅改修が必要な理由書

- ・改修の必要性、見込まれる効果を具体的に記載してください

## (3) 決定通知の確認

- ・申請者(介護サービス(住宅改修)利用者)に送付します  
決定通知の確認後に改修工事を実施してください

## (4) 改修工事の実施

- ・申請内容に変更が生じる場合、工事を中止し速やかに御報告ください  
必要に応じて再申請等の手続きが必要です  
報告等がなく工事が完了した場合、給付対象外となる場合があります

## (5) 改修工事の報告（必要書類の提出）

### ①改修完了箇所の写真

※撮影日が入ったものが必要です

※事前申請で提出した写真と比較しやすい範囲が必要です

### ②領収書のコピー

## (6) 給付

- ・必要書類の提出後、約 2 ～ 3 ヶ月後に給付額を指定口座に振込みます。

## ○担当窓口

清水町役場 福祉介護課 介護保険係 電話：055-981-8213